岩手県告示第 720 号

県勢功労者顕彰規則(昭和 55 年岩手県規則第 8 号)第 2 条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の規範となるものを、平成 18 年 5 月 29 日次のとおり顕彰した。

平成 18 年 6 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏 名	住 所	功 労
岩崎 康彌	岩手県盛岡市愛宕町 16番4号	選挙の適正な管理執行等に努め本県における公明で適正な選挙
		の実施に尽力するとともに、県政各般の諸施策の推進に貢献され
		た。